

令和2年度福岡県家具ブランド力向上支援事業

製品企画力高度化支援事業 **-NIKAWA-**

支援企業募集要項

(令和2年2月28日制定)

福岡県工業技術センターインテリア研究所（以下「インテリア研究所」という。）は、県内の家具・装備品製造業の製品企画力向上を支援し、戦略的な製品開発ができる活力ある企業を育成することを目的とした、令和2年度福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業**-NIKAWA-**を実施します。

NIKAWA（ニカワ）の由来

古くから木材同士を繋ぐ技法のひとつとして使われてきた“膠付け（にかわづけ）”になぞらえ、家具製造業とデザイナーとを結びつけ新たな商品を創出することに期待を込めて事業のサブタイトルを**NIKAWA**と名付けました。

1 募集内容

本事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らとグループを形成し、戦略的な製品企画に取り組みます。続いて、企画された製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイン事業者に委託し、製品化までを行います。新たな基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にチャレンジする企業を募集します。

2 募集期間

令和2年3月2日（月）～令和2年4月6日（月）17：00必着

3 応募資格

（1）基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にあたって、新たなデザイン事業者との出会いを求める者※、将来を見据えた商品開発や販路開拓を行う者、企業選定審査委員会（令和2年4月中旬頃予定）でプレゼンテーションできる者。

※デザイン事業者選定審査委員会で選定されたデザイン事業者との共同作業がうまくいかなかった場合は別途調整させていただきます

（2）福岡県内の家具・装備品製造業または、複数の家具・装備品製造業で構成されるグループであって、原則として従業員50人以下、または直近の売上高10億円以下の家具・装備品製造業者。

（3）本事業の支援を受けることにより、令和2年度末迄に本事業によって企画された最終製品を試作できる者。

4 支援件数

応募のあった企業について資格要件を確認し、企業選定審査委員会での審査を経て支援を受ける企業（以下「支援企業」という）を決定します。（3社程度）

5 応募方法

募集要項を参照の上、令和2年度福岡県家具ブランド力向上支援事業 製品企画力高度化支援事業-NIKAWA-申込書（様式1）と事業概要資料（会社案内等）をインテリア研究所まで持参又は郵送により提出して下さい。（4月6日（月）17：00必着のこと）

※2社以上の企業でグループを構成して応募する場合は、応募者として代表企業を1社選定し、グループの参加者リスト（様式2）を提出して下さい。

6 審査方法

応募案件について、①本事業に取り組む狙いや目的、②開発を目指す新商品の基本的なコンセプトや販路開拓の構想、③新たなデザイン事業者とのマッチングへの期待、④新商品のコンセプト開発から製品化までの具体的なスケジュール等について審査を行います。また、必要に応じて対象となる企業については、企業選定審査委員会で行うプレゼンテーションにより審査したうえ、支援企業を決定します。

7 スケジュール

本事業は、以下のスケジュールにより実施します（内容によっては各Stepの実施時期が変更となる可能性があります）。本募集は下記①になります。

<Step1> 支援企業の公募・決定（令和2年3～4月）

- ① 支援企業の募集：本募集要項のとおり
- ② 応募者審査（企業選定審査委員会の開催）
- ③ 支援企業の決定

<Step2> 製品コンセプトの企画・立案（令和2年5～8月）

- ④ 支援企業を含む関係機関で構成されたグループで、新たな製品コンセプトを立案

<Step3> デザイン事業者の公募・決定（令和2年8～9月）

- ⑤ デザイン事業者の募集
- ⑥ 応募者審査（デザイン事業者選定審査委員会の開催）
- ⑦ デザイン事業者の決定と請負契約の締結

<Step4> デザイン業務実施（令和2年9月～令和3年3月）

- ⑧ デザイン事業者が主体となって、製品コンセプトを具現化したデザイン案を制作

<Step5> 事業化を前提とした試作品の完成（令和3年3月）

- ⑨ 支援企業が主体となり、デザイン事業者が制作したデザイン案が元となる事業化を実現する最終製品を試作

8 応募に関する注意事項

- (1) 支援企業の製品開発の取り組みには、インテリア研究所が運営に携わります。
- (2) 支援企業は、福岡県工業技術センターが福岡県工業技術センター共同研究要綱に定める共同研究契約に基づき、インテリア研究所と共同研究契約を締結します。
- (3) 本事業におけるデザイン事業者とは、製品開発に係るデザイン作業ができる法人または個人事業者を指します。
- (4) グループで立案された製品コンセプトの内容については、応募を検討しているデザイン事業者に対して、秘密保持契約を締結のうえ開示致します。
- (5) 本事業に関わる外部有識者による、デザイン支援業務に携わる契約期間中の経費については、**福岡県が負担します。**
- (6) 本事業で選定したデザイン事業者による、デザイン支援業務に関わる経費については、契約期間中の業務請負料として**福岡県が負担します。**
- (7) 試作品の製作に係る材料費等の諸経費の他、本事業の請負契約の範囲に含まれない業務をデザイン事業者に委託することで発生する費用は支援企業の負担となります。
- (8) 本事業において開発する製品については、意匠権等の**知的財産権の権利化を目指します。**また、権利化に向けた申請は支援企業に行ってもらいます。
- (9) 本事業において、デザイン事業者が成した知的財産権（知的財産権とは、発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には著作権のほか、発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）は、原則として**福岡県と支援企業に帰属します。**
- (10) 本事業の実施において支援企業は、必要に応じてデザイン事業者やインテリア研究所と秘密保持契約を締結できます。
- (11) 事業の事業効果を測るため、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、該当する製品が廃番となるまで、福岡県に報告していただきます。
- (12) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援企業に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。
- (13) 本事業の実施は、地方創生推進交付金の交付決定および福岡県の令和2年度予算の確定を前提とします。

9 提出先・問い合わせ先

〒831-0031 福岡県大川市上巻 405-3

福岡県工業技術センター インテリア研究所（担当者：石川）

TEL：0944-86-3259 FAX：0944-86-4744 E-mail：hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp